

審 第 9 2 0 号
答 申 第 2 8 7 号
令 和 4 年 7 月 4 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月7日付け審第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第251号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年9月2日付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年9月2日付け審第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（平成〇〇年〇〇月〇日付け〇〇事第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、総務部審査情報課（以下「審査情報課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、別表1の番号1から番号12までの行政文書（以下「本件開示文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月2日付けで本件決定1を行うとともに、別表2の番号1から番号5までの行政文書（以下「本件部分開示文書」といい、本件開示文書と併せて「本件文書」という。また、本件部分開示文書のそれぞれの行政文書を別表2の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、同日付けで本件決定2を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年1月7日付け審第〇〇号で審議会に諮問した。

(5) なお、本件開示請求は、審査請求人が以前行った行政文書開示請求に係る審査請求に関連したものであり、本件開示請求の内容の中で記載されている処分及び諮問の経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第5条の規定により、「〇〇」を内容とする行政文書開示請求（以下「本件行政文書開示請求」という。）を行った。

イ 教育委員会は、本件行政文書開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号で行政文書部分開示決定（以下「本件行政文書部分開示決定」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、教育委員会に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求を行い、教育委員会は、当該審査請求を受けて、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号-1、同日付け教児生第〇〇号-1及び同日付け〇〇第〇〇号-1で千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

エ 審査会は、当該諮問をそれぞれ、審査会諮問第〇〇号、第〇〇号及び第〇〇号として、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで收受した。

なお、本件開示請求の時点において、審査会による調査審議は行われていない。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。少なくとも、苦情処理・苦情相談記録票に係るものの特定が不十分である。同書類を作成して審査情報課に提出した千葉県教育委員会〇〇教育事務所の担当者によると、本件開示請求のあった日に当たる令和〇〇年〇〇月〇〇日に同書類を審査情報課に提出したとのことであるから、これに係るものをさらに特定すべきである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張して

いる。

ア 千葉県教育委員会の〇〇教育事務所の担当者によれば、本件開示請求の日に苦情処理・苦情相談記録票を提出したとのことである。そうすると、審査情報課は、同票の取得に係り、審査請求書記載の行政文書を取得・作成したものというべきである。

また、実施機関は、弁明書によれば、令和〇〇年〇〇月〇〇日に收受したと主張したうえで開示請求日に当たる同月〇〇日には收受していないことを以て文書の特定に不備がない旨を主張している。

しかし、条例第2条第5号によると、收受に係り文書を起案したり、文書に收受印を押捺したりしたか否かではなく、取得または作成したことをもって行政文書が生ずるのであるから、起案前であるとか、收受印を押捺しない前であるといった事情でいまだ取得していないと解することはできない。

イ 審査情報課は、少なくとも、〇〇教育事務所と協議や相談をしたのであるから、それに係る行政文書を取得・作成したものというべきである。他にも、教育総務課、〇〇高等学校、生徒指導いじめ対策室等ともやり取りがあれば特定すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容

ア 本件文書の特定及び内容について

本件開示請求を受け、本件文書を特定した。

イ 本件決定について

実施機関は本件文書1から12については条例第17条で規定する不開示情報に該当する情報はないとして、本件文書13から17については同条第6号の不開示情報に該当する情報が存在するとして、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

ア 本件決定1について

本件決定1は、本件開示請求の対象となる自己情報を全て開示するものであるから、そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となるものではないが、審査請求人は、文書の特定が不十分である旨主張するので、この点についての弁明は、後述する。

イ 本件決定2について

本件決定2では、全庁照会に係る回答先のメールアドレス（以下「本件メールアドレス」という。）及び実施機関が審査会に提出した開示決定等の関連文書（以下「開示決定等の関連文書」という。）を不開示とした。

本件メールアドレスは、県の内部での連絡に供されている業務上のメールアドレスであり、これを開示することにより、いたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、また本件メールアドレスに送信された迷惑メールに添付されたウイルス等から情報漏出やシステム障害が発生する可能性があるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該情報は、条例第17条第6号の規定により不開示に該当する。

開示決定等の関連文書は、不開示とされた箇所が黒塗りされる前の文書であり、条例に基づき不開示とすべき情報が記載されている。

そうすると、黒塗りされる前の文書をそのまま開示することができないのは自明であり、不開示とすべき情報だけを黒塗りして開示しても、そもそも原処分には争いがある以上、その黒塗りの範囲について、改めて争いが惹起されることは必定である。

したがって、開示決定等の関連文書を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、開示決定等の関連文書に記載の情報は、条例第17条第6号の規定により不開示情報に該当する。

(4) 弁明の内容

本件決定の妥当性

ア 総合窓口における請求書の受付から審査会における諮問案件の処理について

審査請求人が本件開示請求において求める文書は、公開条例に基づく自己の行政文書開示請求から審査請求案件に至るまでの文書であり、当該案件については、公開条例に基づく決定に係るものであるため、その事務処理の流れについて、以下説明する。

(ア) 開示請求及び審査請求書の受付までの処理について

公開条例第5条の規定による開示請求権者は、実施機関に行政文書開示請求を行う際、同条例第7条の規定により、開示請求書を実施機関に提出する必要がある。

なお、提出された開示請求書に記載された内容に形式上の不備（行政文書を特定することができない場合を含む。）があると認められるときは、同条第2項の規定により、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

実施機関は、当該開示請求書の收受後、当該開示請求に係る行政文書を特定し、同条例第8条の規定により、同条各号に掲げられる不開示情報を除き、開示請求者に対して当該行政文書を開示しなければならない。

開示請求に係る行政文書を保有する各課及び出先機関の長が開示請求に対する決定を専決する。そのため、総合窓口においては、当該行政文書を保有する担当課（所）の特定を行う。

本件開示請求に係る行政文書の中には、担当課（所）を特定するための全庁照会に係る文書も含まれる（本件文書13及び本件文書14のとおり。）。

担当課（所）において、開示請求に対する決定をしたとき、同条例第12条第1項及び第2項の規定により、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知し開示を実施することとなる。なお、同条例第13条の規定により、開示決定は開示請求があった日から30日以内にしなければならないと定められており、同条ただし書にて、同条例第7条第2項の規定により補正を求めた場合であっても、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

また、同条例第13条第2項の規定により、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内に限り延長することができ、この場合は請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知する。

なお、開示決定した行政文書の写しを求めるときは、各実施機関が定めている行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に基づいて、行政文書等の写し等の交付申請書の提出及び費用の徴収を行うこととなる（本件文書8のとおり。）。

そして、実施機関が行った行政文書開示決定等について不服がある場合は、法に基づいて審査請求をすることができる。

(イ) 審査会における諮問案件の処理について

実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは公開条例第21条第1項の規定により、同項各号に掲げる場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。そして、諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、同条例第23条第1項の規定により、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に求めることができる。

また、審査会は、同条第4項並びに千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。以下「要

領」という。)第6条の規定により、法第29条第2項の規定により作成した弁明書の写しの提出を諮問実施機関が提出した場合を除き、求めるものとされている。

そして、審査会が必要と認めた場合には、同条例第23条第4項及び要領第7条の規定により、諮問実施機関に対し、法第30条第1項又は第2項の規定による反論書又は意見書の写しの提出を求めるものとされている。

こうした事務処理を経て、審査会は、これらの行政文書、反論書及び論点整理資料などを基に、諮問実施機関の決定の妥当性について判断し、答申することになる。

イ 対象文書の特定について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、対象文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

総合窓口及び審査会における処理については、前記ア(ア)及び(イ)のとおりであり、こうした事務処理の過程で作成又は取得する行政文書は、本件決定で特定したものが全てであって、改めて簿冊棚及び書庫等を十分に探索した結果、本件請求に係る行政文書を保有していないことを確認しており、文書の特定が不十分であるなどということはない。

また、審査請求人の主張する苦情処理・苦情相談記録票については、令和元年8月19日に収受したものであり、開示請求日時点では収受していないことから特定していない。

したがって、審査請求人の対象文書の特定が不十分であるという主張には理由がない。

ウ 不開示情報該当性について

審査請求人は、前記3(1)アのとおり、不開示部分について、条例上不開示とする根拠がないと主張していると解されるので、以下、不開示部分ごとに不開示情報該当性について説明する。

(ア) 本件メールアドレスについて

前記(3)イのとおり、本件メールアドレスの情報は、県の内部での連絡に供されている業務上のメールアドレスであり、公にされていない。これを開示することにより、いたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、また本件メールアドレスに送信された迷惑メールに添付されたウイルス等から情報漏出やシステム障害が発生する可能性があるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該情報は、条例第17条第6号の規定により不開示に該当する。

(イ) 開示決定等の関連文書について

前記（３）イのとおり、開示決定等の関連文書に記載の情報は、不開示とされた箇所が黒塗りされる前の文書であり、条例に基づき不開示とすべき情報が記載されている。

そうすると、黒塗りされる前の文書をそのまま開示することができないのは自明であり、不開示とすべき情報だけを黒塗りして開示しても、そもそも原処分に争いがある以上、その黒塗りの範囲について、改めて争いが惹起されることは必定である。

したがって、開示決定等の関連文書を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、当該情報は、条例第１７条第６号の規定により不開示情報に該当する。

したがって、開示決定等の関連文書を不開示としたことは、違法又は不当ではない。

（５）結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、いずれも違法又は不当ではない。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記２（２）のとおり、本件開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定１を行うとともに、本件部分開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定２を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定２で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記３（１）イのとおり、文書の探索が不十分であると主張し、存在する可能性のある行政文書として、少なくとも苦情処理・苦情相談記録票（以下「本件記録票」という。）に係るものを特定すべきであると主張しているので、以下、検討する。

実施機関に確認したところ、本件記録票については、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号で千葉県教育庁〇〇教育事務所から教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）に提出され、同日付けで教育総務課が受け付けたものであるが、審査情報課において

は、同月〇〇日付けで受け付けたものであり、本件開示請求の時点では本件記録票を収受していないため、本件記録票に係るものも作成されていないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、その他本件記録票に係るものが存在するような特段の事情も認められない。

イ 本件記録票以外の文書についても、実施機関に確認したところ、本件審査請求を受けた後、あらためて保有する文書の探索を行って、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないとのことであった。

審議会としては、本件記録票以外の文書についても、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定2の不開示情報について

ア 本件文書13及び本件文書14の不開示部分について

(ア) 本件文書13及び本件文書14の行政文書は、本件行政文書開示請求に対する全庁照会に係る文書であると認められる。

(イ) 本件メールアドレスについて

a 実施機関は、本件文書13及び本件文書14で不開示とした本件メールアドレスについて、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件メールアドレスは、職員個人に割り当てられた業務用電子メールアドレス又は所内の組織に割り当てられた業務用電子メールアドレスであり、県庁内の職員との間や、業務に係る限られた者との間で使用されるものであって、一般には公開されていないものと認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、そういった使用がされた場合、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号柱書に該当し、不開示が相当である。

イ 本件文書15から本件文書17までの不開示情報について

(ア) 本件文書15から本件文書17までは、「諮問の受付及び反論書等の写しの提出について(依頼)」に係る起案文書の一式であり、それぞれに、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号-1、同日付け

教児生第〇〇号－１及び同日付け〇〇第〇〇号－１の「審査請求に対する裁決について（諮問）」（以下「本件諮問書」という。）及びその添付書類が含まれていると認められる。そして、各本件諮問書の添付書類には、本件行政文書部分開示決定に対する審査請求の対象となる行政文書の写し（以下「本件審査会インカメラ資料」という。）が含まれていると認められる。

(イ) 本件審査会インカメラ資料について

a 実施機関は、本件文書１５から本件文書１７までで不開示とした本件審査会インカメラ資料について、条例第１７条第６号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 公開条例第２３条第１項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」と規定する。その趣旨は、審査会に提示された行政文書は、まさにその開示決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを開覧することは不相当であるからである。

審査会に提示された開示決定等に係る行政文書については、公開条例第２３条第１項の規定により、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を請求することはできないが、その提示された行政文書に自己情報開示請求に係る個人情報記録されていない場合は、公開条例第２３条第１項を類推し、自己情報の開示を請求することもできないと解するのが相当である。

なぜならば、本来、提示された行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを開覧することは適当でないのであって、審査会に提示された行政文書に開示請求者の個人情報記録されていない以上、開示を請求する手段が行政文書開示請求であるか自己情報開示請求であるかによって取扱いに違いを設けるべき理由はないからである。

c 審議会で見分したところ、本件文書１５から本件文書１７までは、審査請求人が行った審査請求に対応して、実施機関が発出した通知の起案文書であり、そのために、実施機関はその一式を本件開示請求で求める個人情報として特定したものと解される。

そこで、本件開示請求に対して、教育委員会が保有する個人情報記録された行政文書を、実施機関が特定した本件審査会インカメ

ラ資料として見分したところ、そこに審査請求人の個人情報記録されていないと認められる。

そうすると、前述のとおり、公開条例第23条第1項の規定を類推し、審査会に対し、本件審査会インカメラ資料に記録された個人情報の開示を求めることはできないと解さざるを得ない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年1月7日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年2月7日	反論書の写しの受理
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）
令和3年4月22日	審議（令和3年度第1回第1部会）
令和3年5月27日	審議（令和3年度第2回第1部会）
令和3年6月24日	審議（令和3年度第3回第1部会）
令和3年10月21日	審議（令和3年度第5回第1部会）
令和3年11月25日	審議（令和3年度第6回第1部会）
令和3年12月23日	審議（令和3年度第7回第1部会）
令和4年1月20日	審議（令和3年度第8回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第2回第1部会まで

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構	部会長

	研究開発部特任教授	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第3回第1部会から

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表1

番号	行政文書	審議会による名称
1	行政文書開示請求書の補正について	本件文書1
2	行政文書開示請求書の補正の回答について	本件文書2
3	行政文書開示請求書の再補正について	本件文書3
4	行政文書開示請求書について（送付）	本件文書4
5	開示決定等期間延長通知書について	本件文書5
6	不作為の審査請求書について（送付）	本件文書6
7	行政文書開示請求書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）に対する決定について	本件文書7
8	行政文書等の写し等の交付申請書（H〇〇. 〇〇. 〇〇收受）	本件文書8
9	審査請求書について	本件文書9
10	反論書の送付について（送付）諮問第〇〇号（教育委員会：〇〇教育事務所）	本件文書10
11	反論書の送付について（送付）諮問第〇〇号（教育委員会：児童生徒課）	本件文書11
12	反論書の提出について（送付）諮問第〇〇号（教育委員会：〇〇高校）	本件文書12

別表2

番号	行政文書	不開示部分	不開示理由	審議会による名称
1	行政文書開示請求書の再補正の回答について	本件メールアドレス	第6号	本件文書13
2	知事部局公開主任宛て全庁照会	本件メールアドレス	第6号	本件文書14
3	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼）諮問第〇〇号（教育委員会：〇〇教育事務所）	本件審査会インカメラ資料	第6号	本件文書15
4	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼）諮問第〇〇号（教育委員会：児童生徒課）	本件審査会インカメラ資料	第6号	本件文書16
5	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼）諮問第〇〇号（教育委員会：〇〇高校）	本件審査会インカメラ資料	第6号	本件文書17